

○立川市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

平成21年7月10日要綱第108号

改正

平成21年8月25日要綱第118号

平成24年6月8日要綱第51号

平成25年3月28日要綱第167号

平成26年3月31日要綱第36号

立川市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、家庭から出される生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理機器等を購入した者に対して交付する補助金について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機器等 生ごみ処理機器及び生ごみ堆肥化容器をいう。
- (2) 生ごみ処理機器 微生物の利用又は温風等で乾燥させることにより、生ごみを処理することができる機器をいう。ただし、ディスポーザー方式のものを除く。
- (3) 生ごみ堆肥化容器 土中の微生物等の活動を利用して生ごみを自然発酵及び分解し、生ごみを処理する容器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、生ごみ処理機器等（中古品を除く。以下同じ。）を購入した者で、次の各号に掲げる要件を有するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 生ごみ処理機器等で処理したものを自ら適正に再処理でき、かつ、生ごみ処理機器等を常に良好な状態で管理できること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助の範囲)

第4条 交付する補助金に係る生ごみ処理機器等の数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機器 1世帯当たり1機
- (2) 生ごみ堆肥化容器 1世帯当たり2基まで

2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象となった生ごみ処理機器等を購入したときから5年を経過した後に買換えたものについては、補助金の対象とすることができる。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる生ごみ処理機器等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 生ごみ処理機器 本体購入価格の100分の50に相当する額とし、1機につき25,000円を上限とする。
- (2) 生ごみ堆肥化容器 本体購入価格の100分の50に相当する額とし、1基につき3,000円を上限とする。

2 前項に規定する本体購入価格には、別売付属品に係る費用、送料などは含まないものとする。

3 第1項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機器等購入費補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付のうえ、購入日から12月以内に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、可否を決定し、生ごみ処理機器等購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、生ごみ処理機器等購入費補助金請求書（第3号様式）により請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、既に当該補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
- 3 前項の規定により補助金の返還を求められた者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(協力)

第10条 生ごみ処理機器等に係る補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る生ごみ処理機器等の活用状況について、市の調査等に協力するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、環境下水道部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 補助の対象となる生ごみ処理機器については、平成21年4月1日以降に購入したものとする。
- 3 施行日前に購入した生ごみ処理機器の補助金の交付申請については、第5条中「購入日から3か月以内」とあるのは「平成21年10月9日まで」とする。

……略……

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。